

自主防災組織等に取り組んでいただきたいこと

※3



災害に備えて

- 地域住民の防災知識や技能の習得を図るため、防災訓練や講習の実施、防災情報の提供、災害の危険性が高い区域の把握などを行いましょう。
- 市町村が行う、支援が必要な住民を避難させる体制づくりに協力しましょう。
- 初期消火や被災者の避難、救出・救護などに必要な防災資機材を整備しておきましょう。



災害が発生したら

- 自分たちの身の安全を確保した上で、初期消火や地域住民の避難誘導、救出・救護などを行いましょう。

※3 自治会、町内会など、普段から顔を合わせている地域や近隣の人々が集まって、互いに協力し合いながら、平時の防災訓練や災害時の避難の呼びかけ、救助活動など、防災活動に取り組んでいる組織。

県の主な取組

災害に備えて

- 事業者、市町村などと連携し、帰宅困難者対策の基本原則の周知、一時滞在施設や帰宅支援ステーションの確保などを行います。
- 耐震対策や地盤の液状化対策などの情報を提供します。
- 市町村を補完する立場での食料、飲料水などの物資の備蓄や、物資の供給体制づくりなどを行います。
- 市町村と連携し、自主防災組織等の結成に対する支援や、自主防災組織等に指導助言を行う人材の育成などを行います。

災害が発生したら

- 災害情報を収集し、市町村などに伝達するとともに、県民、事業者、自主防災組織等に伝達されるよう必要な措置を行います。
- 事業者、市町村などと連携し、帰宅困難者に対し、むやみに帰宅しないよう呼びかけるとともに、災害情報の提供などを行います。

発行：千葉県防災危機管理部(平成26年3月)

〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号 電話 043(223)3405

千葉県防災基本条例(全文):http://www.pref.chiba.lg.jp/bousaik/kihon_jyourei/index.html